

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、甲府市が発注する『朝日町通り線交通解析業務委託』（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書に定めのない事項については、山梨県県土整備部「設計業務等共通仕様書」（令和2年10月改定）及び「測量業務共通仕様書」（令和2年10月改定）によることとし、その他必要と認められる事項については、発注者（以下「甲」とする。）と受注者（以下「乙」とする。）が協議し決定することとする。

第2条 業務の目的

本業務は、甲府駅周辺土地区画整理事業の一環として施工する朝日町通り線の工事に伴う JR 中央本線との交差区間の通行止めによる朝日通り商店街への影響を把握するため、現況の朝日町通り線の交通量のうち朝日通り商店街へ流入する交通量を算定するとともに、工事手法別の迂回交通量を算出することを目的とする。また、歩行者、自転車の迂回による損失費用等を工事手法別に算出し、工事手法による費用対効果の比較検討を行うことを目的とする。

第3条 法令等の遵守

本業務は、都市計画法、道路法等その他関係法令及び通達に基づき業務を遂行することとする。

第4条 疑義

本特記仕様書及び各共通仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた際には、「甲」と「乙」が協議し、「甲」の指示を受けるものとする。

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和4年2月25日までとする。

なお、上記期間内において、発注者の指示に基づき、適宜資料の作成、提出を行うものとする。

第6条 貸与・供与品

「甲」は、業務の実施にあたり、必要な資料を「乙」に貸与あるいは供与するものとし、貸与品については、汚損等のないよう十分に注意する。なお、貸与・供与品の本業務以外の使用については、禁止する。

第7条 報告の義務

「乙」は、協議及び打合せ等の内容を記録簿として業務打合簿により提出すること。

第8条 損害賠償

「乙」は、本業務履行中に第三者より受けた、又は与えた損害については、「乙」の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて「乙」が負担するものとする。

第9条 秘密の保持

「乙」は、本業務中に知り得た事項及び内容全般について、「甲」の許可なく漏洩してはならない。

第10条 瑕疵等

「乙」は、「乙」の瑕疵等に起因する修正・訂正箇所等が判明した場合については、「甲」の指示に従い、その後の対応について速やかに行うこととする。またその費用についても「乙」の負担とする。

第11条 成果品の帰属

本業務における成果については、すべて「甲」に帰属するものであり、「甲」の承認を受けずに貸与や公表及び複製してはならない。なお、本業務実施以前より、「乙」において権利を有するものについてはその限りではない。

第12条 成果品の納品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 報告書 (A4 版) | 2 部 (正本 1 部 副本 1 部) |
| ② 電子データ | 2 部 (報告書 : PDF 及び word、excel) |
| ③ その他資料 | 1 式 (業務打合簿等その他資料) |

第13条 その他

業務完了後に疑義、修正箇所等が判明した場合については、速やかに「甲」と協議し、その指示に従い実施するものとする。

第2章 業務内容

第1条 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

「乙」は業務の目的・主旨を把握したうえで業務内容を確認し、業務計画書を作成する。又、「甲」が行う交通量調査についても、「乙」は調査方法や調査に伴う書類を作成、提供する。

(2) 交通解析条件の設定

朝日通り商店街周辺の道路状況（延長、走行速度、信号設置数等）、将来交通量等の交通解析条件を設定する。

(3) 工事に伴う転換交通量の算定

朝日町通り線の工事に伴う通行止めによる転換交通量を算定する。

(4) 工事に伴う迂回による所要時間、費用の算定

朝日町通り線の工事に伴う通行止めによる迂回ルート上の所要時間、費用を算定する。

(5) 費用便益値の算定

朝日町通り線の工事手法別の整備費用を用いて費用便益値を算定する。便益については、歩行者、自転車交通についても検討する。

(6) 交通解析のまとめ

上記の(3)、(4)、(5)の結果から以下の項目を整理し、工事による商店街の来客への影響を転換交通量及び迂回による損失によって分析するとともに費用便益値の比較検討によって道路整備の目的、工事手法別の影響を把握する。

- ・朝日町通り線工事予定区間の交通量に占める商店街交通量（時間帯別）
※自動車（片側（北進））、自転車、歩行者（双方向（北進、南進））
- ・朝日町通り線通行止め時の他路線への転換交通量（横沢通り、舞鶴通り※）
※舞鶴通り：(主) 甲府山梨線の現況交通量は H27 道路交通センサスのデータを使用
- ・朝日町通り線通行止め時の他路線への転換による損失時間、費用
- ・朝日町通り線の工事手法別の費用便益値
※工事手法別の事業費は、「甲」より資料提供
- ・朝日町通り線を相互交通とした場合の交通量の予測
※朝日町通り線の競合路線の交通量に転換率を仮定して推計

(7) 打合せ協議

本業務の実施における打合せ協議は、以下の区切りにおいて行うものとし、回数は3回を基本とするが、必要と判断される場合や「甲」から指示があった場合については、協議の上実施するものとする。また、打合せ記録は「乙」が行い、「甲」に提出するものとする。

- ①業務着手時（1回）
- ②中間打合せ（1回）
- ③業務完了時（1回）